

第2回  
大阪府成年後見制度利用促進研究会

令和元年 10月 11日  
大阪府成年後見制度利用促進研究会

検討項目	検討の方向性・対応策（案）	備考
<b>1 中核機関の機能 ①事務局機能（協議会等の体制整備）</b>		
<b>① 協議会の役割</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域連携ネットワークでの協議会の役割の確認</li> <li>● 協議会に参加する構成メンバーについて検討</li> </ul>	第1回
<b>② 中核機関の設置</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中核機関の広域設置の手法、組織体制について検討</li> </ul>	第1回
<b>2 中核機関の機能 ②広報機能</b>		
<b>① 広報・啓発</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援の必要な人を窓口につなげる効果的・効率的な広報・啓発の実施</li> <li>● 効果的な広報・啓発活動への参加協力について検討</li> </ul>	第1回
<b>3 中核機関の機能 ③相談機能</b>		
<b>① 実施主体の体制整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村、中核機関、相談窓口が、どのような体制を整備すべきかの検討</li> <li>● 地域のどのような機関との連携方法</li> </ul>	第2回
<b>② 関係者への研修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中核機関職員、地域の相談機関等、どのような研修をすべき（回数、実施方法、内容等）</li> </ul>	第2回
<b>③ 困難事例への支援機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村や中核機関または、チームに対する支援の仕組みについて</li> </ul>	第2回
<b>④ 親族、本人に対する申立支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施体制、実施内容はどのようなものか</li> <li>● 市町村、中核機関、相談窓口の役割分担</li> </ul>	第2回
<b>4-1 中核機関の機能 ④成年後見制度利用促進機能 (a)後見人候補者推薦</b>		
<b>① 適正な推薦の仕組みづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 的確な推薦ができる仕組みの検討</li> <li>● 受任調整のあり方</li> </ul>	

検討項目	検討の方向性・対応策（案）	備考
<b>4-2 中核機関の機能 ④成年後見制度利用促進機能 (b)人材育成（市民後見人養成等）</b>		
<b>① 事業の効率化と改善</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民後見人養成等事業に関する課題について</li> <li>● 今後の補助制度のあり方について</li> </ul>	第1回 第2回
<b>4-3 中核機関の機能 ④成年後見制度利用促進機能 (c)人材育成（法人後見）</b>		
<b>① 法人後見の活性化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人後見に参画する法人の活性化のために、どのようなことをすべきか</li> <li>● 法人後見を実施するための体制等の整備手順の確認</li> </ul>	第2回
<b>5 中核機関の機能 ⑤後見人支援機能</b>		
<b>① 親族・市民後見人等への日常的な対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村、中核機関、相談窓口が、どのような体制を整備すべきかの検討</li> <li>● 地域のどのような機関との連携方法</li> </ul>	
<b>② 地域連携ネットワークを利用した見守り体制づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中核機関職員、地域の相談機関等、どのような研修をすべき（回数、実施方法、内容等）</li> <li>● どのような機関と、どのように連携するのか</li> </ul>	
<b>③ 専門職の協力を得られる仕組みづくり</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門的見地が必要なときの支援体制</li> </ul>	

# 中核機関の機能 ④成年後見制度利用促進機能（人材育成）について

## ○市民後見人の養成等事業の見直しについて

### （１）現状と課題

#### ①担い手が減少

民生委員やボランティアなど地域の人材確保が困難な中、市民後見人のオリエンテーションの参加者やバンク登録者などのなり手も減ってきている。

今後、成年後見制度の利用者の増加が見込まれているところで、担い手の確保は喫緊の課題である。

○成年後見制度の潜在的ニーズについて(大阪府)【出典：第4期大阪府地域福祉支援計画より引用】

認知症高齢者		療育手帳所持者（知的障がい者）		精神障がい者保健福祉手帳所持者	
2015年度末	2040年度(推計)	2008年度末	2015年度末	2008年度末	2015年度末
約32万人	約53万人	55,161人	75,081人	43,385人	76,458人

#### ➤担い手の減少

○養成研修オリエンテーションへの参加者数（過去5年間）【出典：大阪府地域福祉課作成】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大阪府内	318	315	319	280	203	200
大阪市	195	171	155	178	131	94
堺市	207	64	63	40	66	44

○基礎養成研修への参加者数（過去5年間）【出典：大阪府地域福祉課作成】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大阪府内	79	77	82	89	55	50
大阪市	79	71	58	69	43	36
堺市	77	34	22	16	15	13

○市民後見人の養成等事業の見直しについて

(1) 現状と課題

➤ 担い手の減少

○実務養成研修への参加者数(過去5年間)【出典：大阪府地域福祉課作成】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大阪府内	62	47	58	66	40	35
大阪市	58	56	45	45	31	27
堺市	50	25	19	13	14	13

➤ 市民後見人の養成以外の担い手の状況

- ・府内市町村社会福祉協議会が実施する法人後見 9か所【出典：大阪府社会福祉協議会調べ R1年7月末時点】
- ・その他NPO法人等（府、市町村が把握している法人）4か所【出典：大阪府地域福祉課調べ R1年6月時点】

★市民後見人の養成に参画しない理由として記載された回答

- ・知的障がい者や精神障がい者の対応には、コミュニケーションや意思確認等に専門的知識が必要な場合が多く、市民後見人には負担が大きいと考えられるため。
- ・市長申立てを行う事案について、現在のところ市民後見人の受任に適さない、専門職対応を要するものや、後見事務費を支弁できない事案が多いことから、養成等事業に参画していない。
- ・法人後見のニーズが高く、市民後見については検討なし。・府内の市町村すべてが参画している状況でないため。

【出典：市町村アンケート結果より 市民後見人の養成事業の実施予定がないと回答した市町村：17市町村】

# 中核機関の機能 ④成年後見制度利用促進機能（人材育成）について

## ○市民後見人の養成等事業の見直しについて

### （1）現状と課題

#### ②受任の低迷

現在バンク登録中の市民後見人が受任に結び付く案件が少なく長期の待機となり、その間に市民後見人の生活状況の変化等で案件が生じても辞退されるケースや、3年毎の更新時に70歳を過ぎられて、辞められるケースがある。

市民後見人の養成後、短い期間に受任できる案件を増やせるよう、具体的な取組み実施が課題である。

#### ➤バンク登録者の待機期間

【出典：大阪府社会福祉協議会調べ（大阪市、堺市除く）】

養成年度	バンク登録者		現登録者			退会者	
	登録者数	受任者数	登録者数	現在の待機者数（※1） （過去一度も受任経験なしのみ）	待機年数	中途退会者数 （※2）	未更新者数 （※3）
平成23年度	16名	8名	5名	1名	7年	—	11名
平成24年度	39名	12名	18名	9名	6年	6名	15名
平成25年度	47名	16名	31名	15名	5年	5名	12名
平成26年度	37名	11名	21名	11名	4年	5名	11名
平成27年度	53名	16名	31名	19名	3年	1名	21名
平成28年度	55名	7名	56名	50名	2年	—	1名

（※1）平成23～28年度に養成し、過去1度も受任経験がない方。バンク登録中で、登録時点とその後家庭の事情等で状況の変化があり受任できない状況でも待機者に含む。

（※2）更新時以外で退会された方のこと。（※3）3年毎の更新時に退会された方のこと。

#### ➤受任案件が増えない要因

【出典：市町村アンケート結果より「市民後見人の受任状況の低迷に係る原因」（実施又は実施予定市町村（26市町）、順位付けし、複数回答可）】 <単位：件数>

回答項目	1番	2番	3番
A 市民後見人の受任相当案件の範囲が狭い	10	3	2
B ニーズ（受任相当案件）の掘り起こしができていない	11	5	1
C 地域の相談機関における相談対応で、成年後見が必要な案件かどうか適正な判断が出来ていない	2	6	2

#### ★その他の原因

- ・受任案件の範囲が狭いとは思わないが、実際行政が取り扱う要件は困難事案が多く、受任には至らない。
- ・市にかかる業務そのものの負担が大きいこと。・そもそも本人、親族が申立時に後見人候補者としての市民後見人を知らないのではないか。

## ○市民後見人の養成等事業の見直しについて

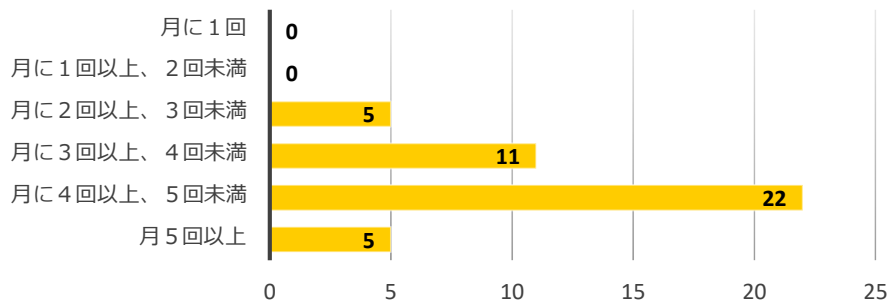
### （２）事業評価の検討

今後の事業予算の要求の為、これまでの市民後見人の養成等事業にかかる実績の評価を行う必要がある。

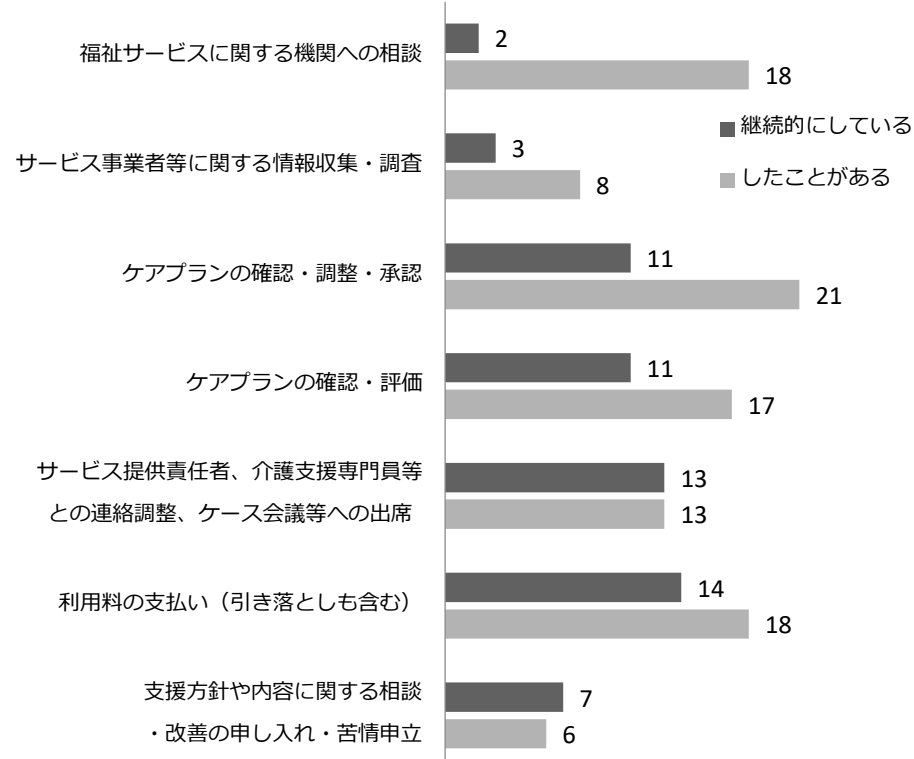
- ・市民後見人は、週1回の訪問等手厚い身上監護等の後見業務を実施し、その活動の関係で施設等の職員や、また、その経験を研修等で報告することなどで、地域への制度周知をも担っている（図1）。
- ・被後見人が市民後見人の活動により、適切な介護や施設サービスが受けられ（図2）、また、市民後見人により滞納金等の処理により安定した生活が送られている（図3）。
- ・市民後見人の受任案件が少ないことや、養成等事業への参加者が減少していること等が課題。

【図1】被後見人への訪問回数

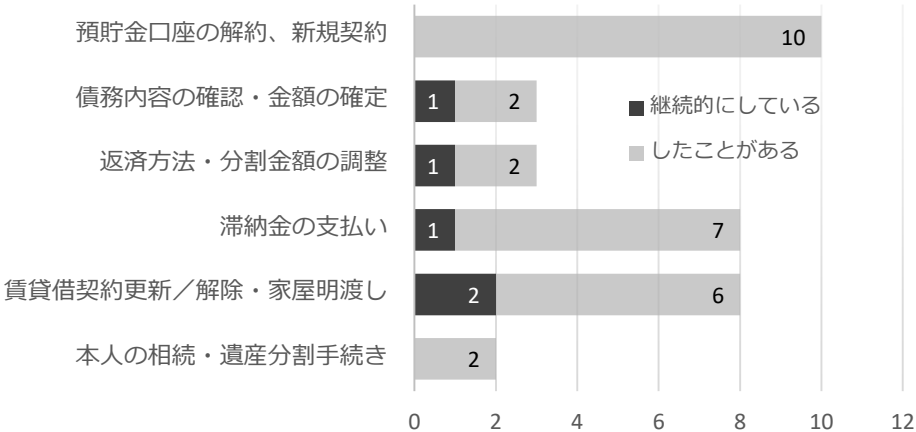
（単位：人）



【図2】福祉・介護サービスの利用に関する事務



【図3】財産管理に関する事務



【出典（図1～3）：大阪府社会福祉協議会調べ】  
（対象：受任期間3か月以上の市民後見人43人）